

韓国知的財産ニュース 2014 年 5 月前期

(No. 270)

発行年月日：2014 年 5 月 27 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 TM5 の公式ウェブサイトが開始(5. 1)
- 2-2 標準特許能力強化に向けた政策フォーラムを開催(5. 8)
- 2-3 KIPO、第1回知的財産教育活用コンテスト開催(5. 9)
- 2-4 中小バイオ企業に「Bio-IP カウンセリング」開始(5. 9)
- 2-5 特許情報化の海外協力で政府 3.0 を早期実現(5. 12)
- 2-6 KIPO、意見聴取のための統合説明会を開催(5. 13)
- 2-7 KIPO、地方のデザインセンターと了解覚書を締結(5. 14)
- 2-8 「知識財産統計 FOCUS」が発刊(5. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 韓国、6年連続米国の知財権監視対象国から除外(5. 1)
- 3-2 アップルの主張、5件の3件のみ認定(5. 3)
- 3-3 LG と SK、バッテリー訴訟が「和解局面」に(5. 8)
- 3-4 LG 電子、インターデジタルとの特許係争で勝訴(5. 8)
- 3-5 サムスン、米控訴裁判所から不利な判決が相次ぐ(5. 15)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 情報提供制度、商標トラブルの予防効果が高い(5. 7)

その他一般

- 5-1 韓国製造業の特許価値、79億兆に増加(5. 7)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 TM5 の公式ウェブサイトが開始

韓国特許庁(2014.5.1)

□ 韓国特許庁は、商標分野の先進5カ国協力枠組み(TM5; Trade Mark5)の公式ウェブサイト(が5月1日から公開されると発表した。<http://tmfive.org>)

○ TM5 は、世界の商標・デザイン出願の約7割を占める韓国、米国、欧州、日本、中国の先進5カ国による協力枠組みだが、

○ 2001年、米国、欧州、日本の3カ国(TM3)からスタートし、2011年に韓国、2012年に中国が加盟することで、5カ国の協力枠組みに発展した。

□ TM5 は、現在、5カ国間において、世界出願人の利便性の向上と商標制度の国際的な調和に向け、様々な取り組みを推進している。

○ 5カ国間の共同商品認定リストの構築、共同商標及び商品検索システムの構築、図形検索システムの開発、審査結果の比較分析事業、悪意的な模倣出願の防止、デザイン出願図面要件の比較事業など、現在、10の共同協力事業に取り組んでいる。

○ TM5 ウェブサイトの構築も、審査結果の比較分析事業とともに共同協力事業の一環として韓国特許庁が主導している事業だ。

□ TM5 のウェブサイトは、昨年韓国特許庁が5カ国間の協議を経て構築したもので、

○ 世界の人々に TM5 の沿革と目的を紹介し、10の共同協力事業の進行状況や成果を広く PR する狙いで、

○ 5カ国の商標関連の法令、審査基準、商品リスト、出願審査統計など、商標に関する情報が集約されている。

□ TM5 ウェブサイトを通じて主要国の商標情報を容易に獲得できるため、海外に商標出願したい企業や弁理士に役立つと期待されている。

○ 今後、韓国特許庁は、追加開発を通じて、単なる情報提供にとどまらず、各国の制度に関する問い合わせや提案を出願人が直接できる双方向コミュニケーション体制を敷く計画だ。

□ 商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「TM5 ウェブサイトを通じて、

先進 5 カ国間の業務協議を効率的に行う一方、世界の出願人と疎通する場としてより拡大発展させていく計画だ」と述べた。

2-2 標準特許能力強化に向けた政策フォーラムが開催

韓国特許庁(2014.5.8)

韓国特許庁は、8日、未来創造科学部、国家知識財産委員会、公正取引委員会、国家技術標準院などとともに、「中小・中堅企業の標準特許能力の強化」に向けた標準特許政策フォーラムを共同開催する。

今回のフォーラムは、これから標準特許を利用した特許管理会社の攻撃がより激しくなることが予想されるなか、その被害者になる可能性がある中小・中堅企業の標準特許の能力強化のために設けられた。

韓国特許庁と韓国知識財産保護協会の「2013年におけるNPEs動向年次報告書」によると、昨年的一年間、NPEから訴訟を受けた23社のうち、中小・中堅企業が半分以上の11社となっている。NPEによる被害が大手企業から中小・中堅企業に拡大している模様だ。

一方、情報通信政策研究院の最近の研究結果(ICT標準競争の現状と示唆点)によると、2012年の標準特許が2009年比約40%増加する間、特許管理会社が保持する標準特許は60%以上増加したという。最近、特許管理会社が一般特許から、侵害の立証がしやすい標準特許の確保に集中していることが窺える。

しかし、韓国の中小・中堅企業の標準特許への認識や能力は非常に乏しい状態だ。

韓国の企業/機関別の標準特許の保有現状を分析すると、サムスンが49.4%、LGが38.2%と、全体の87.6%を占めるなど、一部の大企業に偏重しすぎる。

さらに、中小・中堅企業の標準特許の保持率は0.8%(3社)にすぎず、状況の改善が急がれている。

標準特許の能力を備えるためには、技術だけでなく、特許や標準への高い専門性が求められるため、中小・中堅企業だけでは力不足だ。

そのため、中小・中堅企業が自社で標準特許の能力を培っていくと同時に、特許、研究開発(R&D)、標準関連の政府省庁の総合支援が欠かせない。

韓国特許庁は、研究開発(R&D)、標準及び公正取引に関連した省庁と連携し、「2014年標準特許政策フォーラム」を開催し、「中小・中堅企業の標準特許の能力強化」に向けた総合政策案を策定することにした。

フォーラムの1部テーマ発表では、政府省庁が「中小・中堅企業の標準特許支援政策」について発表し、2部のパネルディスカッションでは、政府部署とサムスン電子、韓国電子通信研究院(ETRI)、成均館大学、中小企業など、産学研の特許、研究開発(R&D)、標準の有識者が集まり、中小・中堅企業のための標準特許政策の支援策について議論する予定だ。

韓国特許庁標準特許半導体チームのチョン・ソンジュンチーム長は、「フォーラムから出た政策的な提言や現場の意見を反映し、韓国の中小・中堅企業が標準特許の能力を強化できる良策を設けられるように取組んでいく」と述べた。

2-3 KIPO、第1回知的財産教育活用コンテスト開催

韓国特許庁(2014.5.9)

韓国特許庁の国際知識財産研修院が主宰し、韓国発明振興会が主管する「第1回知識財産教育活用コンテスト」が7日、ソウルのコエックスで開催された。

今回の大会は、企業・研究所など16機関が参加した。金賞(産業通商資源部長官賞)は、「教育により最適化された特許教育管理技法の導入」をテーマに発表を行った(株)トップエンジニアリングが授賞した。

同社は、知的財産専門家の委託教育や特許分析の専門課程などを運営して特許権の管理能力を高め、専門の特許チームを新設して特許管理システムを導入するなどの成果をあげた。

特許庁長官賞に当たる銀賞には、ハンミ薬品と現代ケピコが、銅賞は大成電気工業、韓国電子通信研究院、フィルックスが選定された。

これまで韓国特許庁は、国際知識財産研修院の教育課程に基づいた教育やe-learningを通じて、企業や研究所、大学、学生などを対象に、知的財産や発明教育を実施してきた。同コンテストは、このような教育を受けた企業や研究所の実務適用の事例を発掘し、知的財産教育の方向設定や活性化に利用することを目的としている。

そのため、韓国特許庁は、発掘された優秀事例を庁内の教育課程の設計・運営に積極的に活用していく計画だ。そのほか、他の教育訓練機関とも連携して知的財産の人材育成に積極的に活用できるよう支援する計画だ。

大会を開催した韓国特許庁国際知識財産研修院のビョン・フンソク院長は、「このコンテストを通じて、知的財産の教育プログラムなどが現場でどのように適用されているかがよく分かり、教育の重要性が強調される場となった。今後、より多くの企業や大学から参加してもらい、良い事例を発掘し続けていく大会になることを期待する」と述べた。

2-4 中小バイオ企業に「Bio-IP カウンセリング」開始

韓国特許庁(2014.5.9)

韓国特許庁は、バイオ分野の専門審査官で構成された「Bio-IP カウンセラー」がバイオ企業を直接訪問するという、現場中心のバイオ分野知財権コンサルティングを試行する。

今回のコンサルティングは、韓国のバイオ企業の59%を占める従業員50人未満の小規模バイオ企業を対象にしており、同庁は、経営の環境上、社内に独自の知財権組織や

人材の確保が難しく、知財権情報の活用に脆弱ということを考慮した措置だという。

コンサルティングを希望した企業は、韓国テクノパーク協議会を通じて事前調査を行い、上半期のうちにまず 6 社を対象に実施する。今回の事業は、バイオ企業の積極的な参加を促すため、無料で行われる。企業の満足度を評価して今後も持続的にコンサルティングを行う計画だ。

「Bio-IP カウンセラー」は、バイオ企業を訪問してメーカー別の知財権水準を診断し、ワクチンや細胞治療薬、抗体医薬品など、各企業別の専門事業分野に合わせて知財権の創出・保護戦略を紹介する。また、各企業が求める細部の専門技術別の特許統計情報、特許審査などに関するコンサルティングを行う。遺伝資源の利用に関する国際的なトレンドやバイオ医薬品の特許 DB 抗体医薬品、ワクチンや細胞・遺伝子治療薬に関する特許、独占権、臨床・認許可の情報、国内外の市場の現状が確認できるデータベース (www.kobics.or.kr) などのバイオ分野の知財権情報活用の教育も併行して行う。

「Bio-IP カウンセラー」は、国内外の大学で関連技術分野の博士を取得した専門審査官が中心となって構成され、「山が当たる」ようなバイオ分野の専門コンサルティングが提供できると期待されている。

遺伝資源の大国とされる中国やインドなどは、発明に用いられた遺伝資源の出処を特許出願時に公開を義務付けているが、外国出願の経験のある 59%、外国出願の計画のある 62% のバイオ企業がこの事実を分かっていないと調査されたため(2013 年の韓国知識財産研究院のアンケート調査の結果)、各国の出処公開要件及び、それに違反した場合の制裁規定(登録拒絶や登録取消など)を盛込んだ PR リーフレットも配布する。

特許審査 3 局のコ・ジュンホ局長は、「中小企業が中心となっているバイオ分野は、知財権による技術保護が先行されなければならず、それが市場における安定的な成長につながっている。今回の事業がバイオ企業の知財権能力の強化を後押しし、お金になる「強い特許」の創出に貢献できると期待している。企業の積極的な参加を呼びかけたい」と述べた。

「Bio-IP カウンセラー」のお問い合わせは、韓国特許庁特許審査 3 局バイオ審査課 (042-481-8115) が受付している。

2-5 特許情報化の海外協力で政府 3.0 を早期実現

韓国特許庁(2014. 5. 12)

韓国特許庁は、5 月 12 日から 15 日までの 4 日間、政府のテジョン庁舎において第 8 回特許先進 5 カ国(以下、「IP5 庁」)の情報化実務者グループ(Working Group 2)会議を開催すると発表した。

今回の会議では、IP5 庁の情報化分野の局長・課長、世界知的所有権機関(WIPO)の関係者など約 30 人が参加して 9 件の情報化課題の推進状況や今後の計画を議論する。

会議で取り上げられる主な課題は、▲グローバル特許審査情報システム(Global

Dossier)の構築、▲特許審査振興情報の一般公開、▲特許情報の普及、▲共通検索文献、▲機械翻訳などだ。

特に、今回の会議では、特許審査進行情報の対民公開、特許情報の対民普及などの課題が議論される予定だ。同課題は、発明家や企業などの一般ユーザーに役立つ海外特許情報を提供し、市場で付加価値を創出できるよう支援するための事案として、政府 3.0 の実現と密接な関係がある。

韓国特許庁は、こうした課題が早期に実現できるよう、今回の会議で具体的な推進案を案件として提案する計画だ。また、同推進案が 6 月に開催予定の IP5 庁・次長会議で最終確定できるよう、IP5 庁と緊密に協力する方針だ。

そのほかにも、特許審査の効率的な支援のための様々な共同取り組みが議論される予定となっている。

韓国特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「今回の会議は、IP5 庁・次長会議の開催直前に情報化案件を実務的に議論する非常に意義深い場になっている。この会議を通じて IP5 庁の多様で有用な特許情報が早期に民間に提供できることを期待する」と述べた。

2-6 KIPO、意見聴取のための統合説明会を開催

電子新聞(2014. 5. 13)

重大な問題のある特許が産業と市場への及ぼし得る悪影響を防止するため、特許審査官の職権により、特許権を取り消すことができるようになる。特許登録決定後にも、内容を修正して権利を追加できる継続審査請求制度が導入される。

韓国政府は、特許出願の利便性を向上し、特許品質を高めるため、大掛かりな特許法の見直しを図るといふ。これに関連し、13 日、韓国特許庁は、「特許制度に関する統合説明会」を開き、特許制度の改正の方向を始め、商標法及び下位級の法令の改正案、デザイン保護法の改正などについて説明を行った。

今回の改正のポイントは、△ツートラック(two track)無効審判制度の新設、△権利と侵害範囲の拡大、△通常実施権の当然対抗制度の導入などだ。

新設されるツートラック無効審判制度は、特許品質を強化するため、不十分な権利は審査官がすぐ取消し再審査に戻すことができる「審査権職権による取消」と、特許決定後にも自由に補正して再審査が受けられる「継続審査の請求」などを含める。制度が導入されれば、特許の登録前と後に、より能動的に品質管理ができるというのが特許庁の考えだ。

特許権の保護を強化するため、特許登録の後にも権利範囲を拡大できる「特許の再登録出願」も導入する。現行では、登録後の権利範囲の再設定ができないため、特許権者の権利制限であると指摘されている。また、輸出も特許侵害の対象に含まれるよう、特許権実施の概念を拡大するほか、加重的な損害賠償制度の導入・資料提出命令の強化など、

保護の合理化を図るため、侵害及び損害額規定の見直しを検討する。

ただ、法的に議論の余地が残っている加重的な損害賠償制度は、推進の前に公聴会などを開き、十分な社会的コンセンサスを形成していく計画だ。

特許出願時、論文の参考文献など、先行技術を具体的に記した文献名の記載を義務化する「実効的な情報揭示制度」と、通常実施権を特許庁に登録しなくても契約の事実を証明するだけで第3者への対抗力を有する「通常実施権の当然対抗制度」も特許活用の強化を目的に導入を検討中だ。

韓国特許庁は、今年末までに改正の草案をまとめ、来年に立法手続きを進め、2016年には試行に入るという計画を立てている。そのため、今回の地域巡回説明会のほかにも、業界代表や有識者による懇談会を開き、意見を聴取する予定だ。

キム・ヨンミン長官は、「改正特許法の主な内容と、今後の特許法全部改正の方向などに関する国民の理解を高め、利用を促すために統合説明会を開いた。現場の意見は、今後、法律や制度の改正に積極的に反映する予定だ」と述べた。

一方、同日の説明会では、ソウル・首都圏で勤務する弁理士、企業の特許担当者、個人の発明家など約300人が参加し、関心の高さを示した。韓国特許庁は、ソウルに続いて光州(30日)、大田(6月5日)、大邱(6月10日)でも統合説明会を開催する予定だ。

<パク・ジョンウン記者>

2-7 KIPO、地方のデザインセンターと了解覚書を締結

韓国特許庁(2014.5.14)

韓国特許庁とソウルデザイン財団、釜山デザインセンター、大邱慶北デザインセンター、光州デザインセンターは、5月14日、東大門デザインプラザにおいて、包括的な了解覚書を締結し、地域のデザイン産業競争力の強化に向けて共同連携することに合意した。

今回の了解覚書により、地域のデザイン進行事業の全体において知的財産権との連携(デザインの出願、登録、管理など)が大幅強化される見込みだ。

最近、グローバル企業の知的財産権を巡る係争が大きく増加し、デザイン権の重要性が一層強調されているものの、知的財産権の侵害事例の中で占めるデザイン権の割合が40.9%にのぼるほど、デザインの盗用や侵害事例が多発している。問題は、企業だけでなく、デザイン創作の主体ともいえるデザイン界の保護認識が非常に乏しいということだ。

* 知的財産権の侵害の割合：デザイン(40.9%)、特許(40.5%)、商標(14.3%)、実用新案(3.7%)、営業秘密(0.6%)

出处：韓国特許庁、貿易委員会、「2012年度における知識財産活動の実態調査」、2012.12

韓国特許庁と地域のデザイン振興機関は、こうした問題を解決するため、今回の了解

覚書の締結をきっかけに、デザインの保護と振興をつなげる様々な協力事業を発掘し推進する予定だ。

そのため、5月20日の大邱を皮切りに、釜山(5.27)、ソウル(6.18)、光州(7.3)に続く地域巡回のデザイン保護フォーラムを共同開催する。

さらに、韓国特許庁は、地域のデザイン振興機関のデザイン権利保護関連事業や教育、相談などに必要なデザイン審査官などの専門人材の拡充を支援し、デザイン権利の保護制度の見直し・発展に向けて地域の意見を積極的に受け入れる計画だ。また、業務の協力に必要なデザイン権情報を積極的に開放し、共有するという。

キム・ヨンミン長官は、「今回の了解覚書を通じて、韓国特許庁のデザイン保護政策と、地域が推進している様々な取り組みが融合され、相乗効果を生み出し、韓国のデザイン産業の競争力向上の起爆剤になることを期待する」とコメントした。

2-8 「知識財産統計 FOCUS」 が発刊

韓国特許庁(2014. 4. 16)

韓国特許庁は、統計需要者が重要な統計情報を図表やグラフィックなどですぐ理解できるようにインフォグラフィックを利用した分析資料「知識財産統計 FOCUS」を発刊し5月15日から配布する。

この統計によると、知的財産の出願*が2013年に初めて40万件を突破(430,164件、前年比8.4%増加)するなど、これまで多くの成果をあげてきた。

*知的財産の出願：特許+実用新案+デザイン+商標出願

<数字から見る知的財産活動の成果>

1	R&D 投資比の出願件数が世界 1 位(2012)
2	特許出願が 20 万件を突破
3	知的財産出願が 3 年連続増加
4	知的財産の出願件数 40 万件を突破
5	PCT 出願件数が世界 5 位(2012)

技術分野別の特許出願*の場合、電気、機械、化学、器具、その他の 5 大分野全てに

において 2010 年以降から増加基調を維持しており、前年比ベースで 2013 年度の特許出願も 4~9%の増加率を示し、韓国の主な技術分野における知的財産の活動が増加している。こうしたことから、韓国の主な技術分野別の知的財産の活動が持続的に増加しているといえる。

* WIPO IPC-technology concordance table 基準

このうち、電気分野は、2013 年特許出願のなかで割合が最も高い(34.4%)分野として、2012 年比の出願件数は 5.1%増加した。詳しくは、LG 化学(1,351 件)、サムスン電気(634 件)、サムスン SDI(527 件)などの出願に後押しされ電機/エネルギー分野の出願が最も高い(16,106 件、電気分野の 22.9%)出願率となった。

一方、機械分野は、前年比の出願増加率が 5 大分野では最も高く(9.2%)、機械分野は、運輸分野が現代自動車(1,310 件)、デウ造船海洋(890 件)、現代重工業(805 件)などの出願により、高い割合(10,976 件、機械分野の 26.2%)を占めた。

地域別の出願(特許+実用新案+デザイン+商標)では、首都圏が 257,112 件と、全体の 69.7%を占めており、嶺南地域 14.2%、忠清地域 9.3%、湖南地域 4.7%、江原・濟州地域 2.1%の順となった。

5 つの圏域全てが 2012 年に比べ、2013 年に出願件数が増加*しており、江原・濟州地域は、全体の出願における割合は少ないが、2012 年比で二桁の増加率を示した。首都圏や嶺南地域など、ほかの 4 地域は一桁の増加率となった。

* 2012 年比の 2013 年における知的財産の出願増加率 (%) : (1) 江原・濟州地域(26.7%), (2) 首都圏(9.7%), (3) 嶺南地域(6.6%), (4) 湖南地域(4.2%), (5) 忠清地域(1.8%)

一方、2013 年度の IP5 国別の特許出願件数は、中国、米国、日本、欧州(EPO)、韓国の順となった。

特に中国は、年平均 22.8%と著しく成長し、2011 年から米国を追い抜いて 1 位となり、韓国、米国、欧州は、年平均 4~5%の成長を維持しているが、日本は、主要国では唯一減少基調(年平均△2.8%)を示している。

韓国は、年平均 4.3%の増加率を示しており、研究開発の投資強化*に後押しされ、特許出願が 2009 年から 4 年連続増加となった。

* 研究開発費(兆ウォン、NTIS): (2009) 37.9 → (2010) 43.9 → (2011) 49.9 → (2012) 55.5

* 特許出願(千件): (2009) 164 → (2010) 170 → (2011) 179 → (2012) 189 → (2013) 205

「知識財産統計 FOCUS」は、2013 年に初めて発刊され、今回が 3 番目の統計で、知

的財産の統計情報が必要な政府、地方自治体、政府系機関、企業や一般人を対象に、オンラインとオフラインで配布する予定で、PDF/e-book バージョンは、韓国特許庁のホームページに掲載される予定だ。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 韓国、6年連続米国の知財権監視対象国から除外

電子新聞(2014.5.1)

米国政府が定める知的財産権分野のブラックリスト国から韓国は6年連続除外された。米国貿易代表部(USTR)が主な貿易相手国の知的財産権の保護現状を調べてまとめた30日の「2014年スペシャル 301条報告書」によると、韓国は2008年までは、優先監視国(Priority Watch List)か、監視対象国(Watch List)に指定されていたが、2009年から今年まで、6年連続指定対象から除外された。

USTRは、1989年に初の報告書をまとめて以来、今年で25年を迎える今回の報告書において、特別に韓国を序文で触れながら、知財権保護の政策と成果を高く評価した。

報告書では、「25年間、諸国において意味のある進展があった。韓国は1989年から(優先)監視対象国に指定されていたが、今は、知財権の強化が求められる国から、高品質・高技術の製造業をはじめ、最先端の確信分野で定評を得ている国に変身した」と説明した。

続いて、韓国が国際的に最高の特許出願国になり、米国の自由貿易協定(FTA)の相手国として最高水準の知財権の保護・執行のルールを構築したと強調した。

韓国政府がこれまで、知財権の保護と著作物の創作・流通の活性化のために取ってきた様々な取り組みが高く評価されたとみられる。

報告書では、ただ、製薬や保健分野の商品及びサービス革新について、米国の関連業界が韓国、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ニュージーランド、フォーランド、トルコ、台湾などの政府政策に懸念を示していると説明した。1989年から監視対象国に指定されていたイタリアとフィリピンも今年のリストには除外されている。

USTRは、報告書において、日本、オーストラリア、イスラエル、カタール、スペイン、台湾も25年間、知財権分野において多くの改善があったと述べた。82の米国の主な貿易相手国のうち37国が優先監視対象国や監視対象国となっていた。

優先監視対象国には、中国、ロシア、アルジェリア、アルゼンチン、チリ、インド、インドネシア、パキスタン、タイ、ベネズエラなどの10カ国が対象になった。

昨年発表したリストと同様で、ロシアは17年、中国は10年連続優先監視対象国に指定された。

3-2 アップルの主張、5件の3件のみ認定

デジタルタイムズ(2014.5.3)

第2回目の「サムスン対アップル」の特許訴訟は、サムスンが完敗した第1回目の訴訟とは反対に、両社ともに一部勝訴する陪審員の評決が出た。

特に、サムスン電子は、今回の訴訟でアップルの製品がサムスン特許を侵害したという評決を得るなど、想定外の成果を挙げた。

昨年の完敗から考えて、アップルの本拠地においてサムスンが善戦をしたという評価も出ている。

2日の米国カリフォルニア北部連邦地方裁判所の陪審員は、アップルが侵害を主張した5件のうち、2件の侵害を認める内容の評決をした。これに先立ち、裁判所が1件の特許侵害を認め、計3件の侵害判決が行われた。

647特許(データターピング)の場合、訴訟対象になったサムスンの全ての製品において侵害がなされたという評決を出した。しかし、米国高等裁判所は、アップルが主張する647特許の範囲より小範囲に適用すべきだという判決を下した。

721特許(ロックの解除)は、サムスンの一部製品のみ侵害していると評決した。アップルは、最初からサムスンの全ての製品を対象に特許侵害を主張したのではない。該当特許の場合、迂回技術を適用した製品が既に出ているためだ。

一方、959特許(統合検索)、414特許(データの同期化特許)は侵害していないと評決した。

172特許(自動完成)は、すでにコー・ルーシー裁判官により侵害判断が出された状態で裁判が進められたため、陪審員は損害賠償額だけを算定した。

陪審員が提示したサムスンがアップルに支払うべき賠償額は、1億1962万ドルで、アップルが当初主張していた20億ドルの20分の1にすぎない。

とくに、サムスンが侵害を主張した2件の特許の1つの場合、アップルの侵害が認められるという評決も得た。

陪審員は、サムスンの239特許(遠隔映像転送の特許)については、非侵害の判断を下したが、449特許(デジタルイメージ及び音声記録転送の特許)については侵害判断を下して反訴請求を一部認容した。

今回の訴訟の結果は、裏ではグーグルを狙ったアップルの攻撃の失敗であるという分析が提起されている。アップルが侵害を主張した特許は全てグーグルの 안드로이드が提供する基本的な機能だからだ。

IT専門メディアの記録は、「サムスンとアップルではなく、勝者はグーグル」と評価した。

今後、評決不服心理を経て裁判所が最終判決を下す。

2012 年第 1 回目の特許訴訟の当時、陪審員の評決に一部問題が確認され、新たな裁判を開いたが、大きな異変がない限り、陪審員の評決の大半が最終判決に反映されるとみられている。

<キム・ユジョン記者>

3-3 LG と SK、バッテリー訴訟が「和解局面」に

デジタルタイムズ(2014.5.8)

LG 化学と SK イノベーションのリチウムイオン 2 次電池バッテリーのセパレータをめぐる特許訴訟に和解ムードが漂っている。両社ともに長引く訴訟の負担を軽減し、新成長エンジンの育成により集中するとみられる。

LG 化学は、7 日、SRS(安全性強化セパレータ)関連の特許侵害差止め訴訟(民事)の控訴を取り消したと発表した。

LG 化学は、「国の利益という観点から、自国企業同士が成長分野をめぐって長期的に訴訟を繰り返していることに対し、懸念の声が高まっており、控訴の取消しを決めた。周りの懸念を払拭し、お互いウィンウィンできる方法が導き出されることを期待する」と述べた。さらに、「今後も、コストパフォーマンスを考えて、一つ一つを訴訟で対応するのではなく、正当な対価を支払って特許を使用させる方向に誘導する計画だ」と述べた。

これを受け、SK イノベーションも LG 化学を相手に提起した特許無効訴訟の取り消しを前向きに検討するという。

SK イノベーションは、「LG 化学の決定を尊重するし、事業関連の法的問題が解消されることは歓迎したい」とコメントした。また、LG との特許無効審判や特許取消訴訟の取り消しに関する質問には、「前向きに検討したい」と答えた。

こうした流れから、2011 年から約 3 年間続いた両社の特許係争は一服する可能性が高いと判断されている。

特許侵害訴訟では、LG 化学が原審で敗訴し、特許無効訴訟では SK イノベーションが控訴審まで勝訴を続けたが、大法院の破棄差戻しにより不利な立場になるなど、両社は、一進一退の攻防を繰り返している。

その代わりに、両社は、米国セルガードが提起した特許侵害訴訟の対応に力を集中させるとみられる。セルガードは、2 月、米国ノースカロライナ州西部連邦裁判所に LG 化学と LG 化学の米法人を対象に 2 次電池セパレータ特許侵害訴訟を提起した。セルガードは、5 月、SK イノベーションにも同じ内容の訴訟を提起している。

しかし、リチウムイオン 2 次電池のバッテリー市場は、成長スピードが速く、今後の訴訟合戦の可能性は高いとされている。業界によると、2 次電池市場は、2020 年までに年平均 19% の高成長の基調を続けていくと見込まれ、特に電気自動車と ESS 市場の成長ぶりが良いため、業界では市場の主導権を握るための特許攻防は激しさを増すだろうと

懸念を示している。

業界のある関係者は、「中型・大型の 2 次電池関連の特許だけでも数百件に上っており、先行メーカーと後発企業との技術格差も広がっている。今は市場が初期段階にあるので、パイを大きくすることに力を入れているが、今後、市場の規模がある程度固まったら、特許係争が本格化するだろう」とコメントした。

<パク・ジョンイル記者>

3-4 LG 電子、インターデジタルとの特許係争で勝訴

電子新聞(2014. 5. 8)

米連邦最高裁が LG 電子と特許管理会社インターデジタルの特許係争について LG 電子に軍配を上げた。

7日の業界によると、2011年、インターデジタルが米国際貿易委員会に LG 電子を提訴して特許料をめぐる攻防が始まったが、先月末、米連邦最高裁が最終的に LG 電子に軍配を上げた。連邦最高裁は、「訴訟ではなく、仲裁を通じた解決が先だ」という判決を下し、インターデジタルの主張を受け入れた連邦控訴裁判所の決定を無効にした。

LG 電子とインターデジタルは、2005年から5年間、多数の特許使用契約を締結してきたが、契約期間が切れた2010年以降、再契約の交渉過程で、適正なロイヤルティの水準を巡り、立場が分かれた。

インターデジタルは、交渉の過程の異見を仲裁で解決するより、直ちに米国際貿易委員会に LG 電子を提訴した。これを受けた LG 電子は、訴訟よりは仲裁が先だという立場を貫いてきた。

ITC は、「仲裁が先」という LG 電子の立場を受け入れたが、インターデジタルが不服して控訴し、連邦控訴裁判所は、逆にインターデジタルの主張を認めた。これに対し LG 電子が最高裁に再控訴し、今回の最高裁の判決により、最終的には LG 電子が係争で勝利することになった。

業界は、米最高裁の判定について、いわゆる「パテントトロール」の相次ぐ訴訟の解決策として、裁判所での攻防ではなく、仲裁機関を通じた相互の解決への道を模索することが優先されるべきだという趣旨として解釈した。そのため、今後、パテントトロールの攻撃的な特許訴訟の動きが収まるかに注目が集まっている。

<オ・ウンジ記者>

3-5 サムスン、米控訴裁判所から不利な判決が相次ぎ

電子新聞(2014. 5. 15)

サムスン電子に不利な判決が米国の控訴裁判所で相次ぎ、今後のサムスンの対応に注目が集まっている。

サムスン電子がアップルを相手に米国貿易委員会(ITC) に提起した特許侵害の提訴が

原審に続き、抗告審でも棄却された。一方、同日、米国の消費者団体がサムスンなどを相手に提起したメモリーカードの反トラストの抗告審ではサムスンの主張が受け入れられた。

15日のロイターなどの外国メディアによると、米連邦控訴裁判所は、14日、サムスン電子が提起した抗告を棄却し、「アップルはサムスン電子の特許3件を侵害していない」という原審の判断を維持した。

しかし、控訴裁判所は、抗告審の判断の理由については説明をしなかった。

ITCは昨年6月、サムスンが問題とした特許4件のうち1件にだけアップルが侵害したと判定したが、この特許は、抗告審では審査の対象ではなかった。

ITCは、侵害判定が出た特許1件を根拠に、 아이폰 3G、3GS、4と第3世代移动通信のアイパッド、アイパッド2について輸入差止め決定を下したが、米政府が昨年8月、「必須標準特許(SEP)に基づいて輸入を差止めることは困難である」として拒否権を行使し、サムスンが控訴した。

この日の連邦控訴裁判所は、メモリーカードのカルテルの抗告審は「理由あり」と判断して下級審に戻した。

米消費者団体は、2001年、サムスン電子を初め、パナソニック、サンディスク、東芝などが米国内の市販メモリーカードの販売価格を事前に談合したとして、反トラスト法の違反であると提訴した。しかし、米国サンフランシスコ裁判所は、翌年、この訴訟について棄却決定を下した。

この日、巡回控訴裁判所は、「被告企業が市場の7割を独寡占している状況で、前の裁判所が反トラスト法上4年の告訴時効を適用することは間違っている」とした。

この事件を担当した控訴審の裁判長は、同日開かれた第3回目の裁判で、「被告側のメーカーがSDカードを販売する度に、毎回違法行為が行われた。消費者の被害を事前に予見できなかったことにより、被告に無罪を推定することはできない」とコメントした。

原告によると、サムスンなどの被告は、2006年、パナソニックや東芝などいわゆる「公正な市場価格」というのを定め、SDカード販売価格を談合し、他社の製品にはロイヤルティを科すことに合意した。

<リュ・キョンドン記者>

デザイン（意匠）、商標動向

3-5 情報提供制度、商標トラブルの予防効果が高い

韓国特許庁(2014.5.7)

2013年ベースの商標・サービス標の登録標章が130万件を超えた。商標の使用が増えるにつれ、トラブルも増加している。韓国特許庁によると、2011年約1,300件だった商標審判の請求件数が2013年には1,600件を超えた。なんと20%の超える増加率だ。

激しい商標競争が繰り返されている今、商標を守る最有効策は、審査段階で類似・模倣商標が登録されないように遮断することだが、これより簡単にできて効果も良い方法がある。それは情報提供だ。

情報提供とは、審査段階で出願された商標が登録されてはならないという趣旨の情報を証拠とともに特許庁に提供する制度だ。

情報提供の方法は簡単だ。商標を模倣した出願件を発見した場合、特許庁に情報提供書を提出するだけで済む。商標申請の審査終了前までに提出すれば受け付けられ、作成のフォームなど、特別な制限がない。ただし、審査官がその情報を審査に反映できるよう、事業期間、年間の売上げ、広告の実績などの客観的な事実を中心に簡単に正確に記述する必要がある。

このように簡単で便利な制度だが、非常に高い効果をあげている。2011年から2013年まで、一般出願の商標審査の拒絶率が22%だったが、情報提供がなされた出願は63%になった。情報提供がトラブルの回避に効果がある制度であることを裏付けている。

韓国特許庁商標デザイン審査局のパク・ソングン局長は、「これからは、商標権の取得ほど類似・模倣商標から商標の価値を守る、というのも大事」と説明し、「効果的で簡単な情報提供制度が普及されるよう、教育や広報など、政府レベルで拡大への取り組みを強化する計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 韓国製造業の特許価値、79億兆に増加

デジタルタイムズ(2014.5.7)

韓国の製造企業4319社の特許価値は、2011年ベースで79兆2000億ウォン、ブランド価値は166兆ウォンに達している。韓国知識財産研究院のイム・ソジン副研究委員は、「国内特許及びブランドの経済的価値に関する推定研究」の結果を6日に発表した。

研究結果によると、前年(2010年)に比べ特許価値は60兆7000億ウォンから18兆5000億ウォン、ブランド価値は163兆ウォンから3兆ウォンそれぞれ増加した。調査対象企業の知識資本における特許の割合は12.4%、ブランドは26.9%だ。

特許価値では、サムスン電子が18兆9000億ウォンで1位となった。LG電子(8兆9000億ウォン)、SKハイニックス(7兆7000億ウォン)、サムスンのSDI(5兆3000億ウォン)、現代自動車(4兆2000億ウォン)、サムスン電気(3兆9000億ウォン)、LG化学(3兆3300億ウォン)、ポスコ(3兆3200億ウォン)、LGディスプレイ(2兆4000億ウォン)

ン)、サムスン重工業(2兆600億ウォン)が2位から10位にランクインした。

サムスン電子の場合、前年度より特許価値が5兆6000億ウォン増えて2年連続1位の座を守り抜いた。上位10位にランクインされたLG化学、LGディスプレイ、サムスン重工業の3社は、前年より上昇した。ブランド価値の順位においても、サムスン電子は前年に比べて15兆2000億ウォンで1位となった。現代自動車9兆2000億ウォン、起亜自動車8兆3000億ウォン、LG電子4兆3000億ウォン、韓国GM9兆2000億ウォン、KT&G1兆6000億ウォン、現代重工業1兆3000億ウォンだ。前年には2位と3位だった起亜自動車と現代自動車の順位が入れ替わり、現代重工業は、前年より7ランクも上昇してブランド価値の上昇率が最も高かった。また、双竜自動車(8500億ウォン)、現代ハイスク(8200億ウォン)、LGディスプレイ(6830億ウォン)、ペンテック(6530億ウォン)などが上位20位に新たにランクインした。

イム・ソジン副研究委員は、「最近、企業の価値において、特許やブランドのような無形資産の割合が徐々に増えており、どう活用するかによって企業の明暗が分かれるケースが増えている。特許やブランド価値の企業全体の価値における割合がさらに拡大することが予想されるため、特許とブランド戦略の確立により集中すべきだ」と述べた。今回の研究結果は、資産規模70億ウォン以上の製造企業4319社を対象に行い、企業のシートバランス上の客観的な数値を利用する財務的なアプローチ方法の一つとされる「Simon&Sullivanモデル」を改善・適用して結果を得た。

<イ・ジュンギ記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム